亀山市告示第48号

亀山市B型肝炎予防接種費用助成金交付要綱を次のとおり定める。平成29年3月31日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀 山 市 B 型 肝 炎 予 防 接 種 費 用 助 成 金 交 付 要 綱

(目的)

第1条 この告示は、B型肝炎の予防接種に係る費用の一部を助成することにより、その接種率を高め、B型肝炎の発生及びまん延の予防を図り、もって市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(助成金の名称)

第2条 この告示により交付する助成金は、亀山市B型肝炎予防接種費用助成金(以下「助成金」という。)という。

(交付対象者)

- 第3条 助成金の交付対象者は、平成29年4月1日から同年9月 30日までの間にB型肝炎の3回目の予防接種を受けた者のうち、 次のいずれにも該当する者の保護者とする。
- (1) 平成28年4月1日から同年9月30日までに生まれた者
- (2)当該予防接種を受けた日において市内に住所を有し、かつ、 1歳以上である者
- (3)1歳に至るまでの間に予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第1条の3第2項の規定により予防接種を受けることができなかったと認められるものでない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、B型肝炎の3回目の予防接種に要した費用の額とする。ただし、被接種者1人につき8,240円を限度とする。

(助成金の交付請求等)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者は、B型肝炎予防接種費用助成金交付請求書(様式第1号)にB型肝炎予防接種領収書(様式第2号)を添付して、予防接種を受けた日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者は、 市長が必要と認めるときは、医療機関による助成金の代理受領の 方法によることができる。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条第1項の請求書を受理した場合は、その内容 を審査し、適当と認めたときは、当該請求者が指定する口座に助 成金を振り込むものとする。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段によりこの告示による助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付した助成金の額の全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

B型肝炎予防接種費用助成金交付請求書

			年	月	日
亀山市長	様				
		請求者(保護者)			
		₹			
		住 所			
		フリガナ			_
		氏 名			印)
		電話番号			_

下記のとおり、B型肝炎予防接種をしましたので、助成金を交付されたく、B型肝炎予防接種領収書を添えて請求します。なお、この請求に関し、住所、接種状況等を調査することを承諾します。

1	請求額	P	Ę
---	-----	---	---

2 被接種者名等

被接種者名	生年月日	接種日	接種金額	接種医療機関名
	年 月 日	年 月 日	円	

3 振込先

振込先			銀 行 農 協 信用金庫	支店 支所
	普通・	当座	口座番号	
	フリガナ			
	 口座名義人			

備考 B型肝炎予防接種領収書(様式第2号)を添付してください(写しは不可)。

B型肝炎予防接種領収書

/-		
土		н
_	, ,	

(保護者)

樣

下記のとおり、予防接種を実施し、その費用を領収したことを証明します。

記

						HO			
被	接種	1 7	者	氏	名				
予	防接	種	တ	種	類				
接	種	年	F	1	日	:	年	月	日
接	種		金		額				円
実施医療機関名									
佳	主 所								
E	€ 名							E	